

- ・(財)愛媛県国際交流協会は、国際交流事業を行うことにより、国際的視野を有する人材を育成し、地域の活性化を図るとともに、諸外国との友好親善に寄与することを目的として、平成元年に、地域の国際化、国際交流につき、多角的、総合的な広範囲にわたる事業を行う「地域国際化協会」として、県、市町村、民間の出捐を得て設立された。
- ・当法人は、愛媛県国際交流センターを設置運営し、同センターを拠点に、国際交流に関する情報の収集提供、意識啓発、民間国際交流活動・外国人留学生への支援など、全県的、広域的事業や先導的事業、市町国際交流団体や民間団体への助言・支援を行っている本県の中核的な国際交流・協力団体であり、近年の国際化の進展を踏まえ、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)当法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次の通りである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・組織体制は、事務局5名と国際交流センター9名であるが、事務局職員は全て国際交流センター職員を兼務しており、残る4人は、外国人生活相談員等の嘱託、臨時職員となっている。
- ・一次評価にもあるとおり、当法人独自の企画・事業実施能力の向上を図るため、積極的に研修への参加を推進している。
- ・役員については、専務理事1名以外は非常勤で、理事長には地元民間企業の代表者が就任するとともに、県内各界の代表者等が就任しており、特に銀行の役員の登用により、基本財産等の効率的な運用等に努めている。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人では、県内の国際化の進展を踏まえ、国際交流センターを核として、国際交流・国際協力に関する情報の収集提供や「えひめ国際まつり」の開催、韓国やハワイ州との交流事業の実施など国際交流に関する普及啓発、在県外国人対象の相談や日本語教室などへの支援、国際協力人材の育成などの取組みを行っている。
- ・その収入は主に、基本財産の運用益及び県からの補助金・委託料であり、近年の低金利により基本財産の運用収入が減少するとともに、県からの受託料収入も年々減少しているため、13年度から15年度は単年度収支が赤字となった。
- ・そのため、基本財産の運用について16年度に見直しを行い、より有利な国債・地方債へ運用換えを行い増収を図るとともに、事業内容も見直し、事業費の縮減を図るなどの取組みを行った結果、16年度から黒字に転じている。
今後とも、金利の大幅な伸びは見込めないことから、より有利な資産運用、センター管理・運営費の節約、事業の統廃合などにより、財団収支を改善するとともに、将来の財源不足に備えるため基金を積み立てるなど経営基盤の強化に努めており、その方向性を堅持し、取組みを強化していただきたい。
- ・事業実施に当たっては、県内の国際化の進展状況や市町、民間団体との役割分担を踏まえ、県下全域を対象とした、人材育成や市町・団体間のコーディネートなど間接的な事業や環境づくりに重点を置き、事業の整理統合や市町、NGOなどへのアウトソーシングの推進、講座などでの参加者からの実費相当額の徴収など、より効率的で効果的な取組みを進めているところである。
しかし、国際交流事業は、市町や民間団体などでも行われており、その役割分担を明確にするとともに、対象者が重複する事業などについては共同実施を検討するなど、緊密な連携のもと事業の見直しや整理を進める必要がある。

また、草の根の国際交流・協力事業は基本的に民間団体や住民が主体となって行うべきものであることから、当法人は、交流のレベルに応じた環境整備に係る支援を行い、これまで以上に、県民自らが積極的に取り組めるような環境づくりに努めるべきものであると考えられ、今後とも、地域の実情に応じた国際化を推進するため、自主財源確保はもとより、事業の重点化や実施内容等について、成果を踏まえながら改善を行う必要がある。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は18人で、常勤が1名(県OB)で、非常勤が17名。職員数は、9名で、プロパー職員2名(うち県職員OB1名)、県派遣職員2名、県兼務職員1名、嘱託・臨時職員4名となっている。
- ・実施計画の取組みで、役職員数について、事業内容の見直しを進めながら、財団の事業規模に応じたものとなるよう努めるとあり、当法人は、事業量も削減傾向にあり、大幅な好転も見込めない状況にあることから、組織、職員数については、事業量に見合った見直しを必要に応じて行っていただきたい。
- ・なお、職員給与については、県の減額措置に準じて、カットを行っている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・国際交流センターは仮設建物であり、その賃借料及び県派遣職員(2名)の人件費、在県外国人の生活相談等に対応するための相談員配置等に係る経費について、県が支援している。
- ・当法人は本県の国際化施策を推進する上で中核的組織としての役割を持っていることから、厳しい経営状況等も踏まえ、財政的支援の必要性は認められるが、地域の国際化は地域・民間の自主的な取組みに基本的に委ねるべきものとする。一次評価において、事業の見直し等により財政的関与の低減に努めていく必要があると記述しているとおり、国際化の進展や市町等との連携強化などに伴う事業の見直し、民間団体の活動状況などを踏まえ、見直しを行っていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・当法人は、各市町、関係団体等と連携して全県的・広域的事業を行う、県の国際化施策の推進に不可欠な役割を担っていることから、県の派遣職員2名、兼務職員1名、さらに、所長兼専務理事として県職員OB1名が従事しており、実質的に県と一体となって施策の推進に努めている。
- ・当法人の役割等から県の人的関与の必要性は認めるが、一次評価にあるとおり、事業見直し等による事務軽減等に取り組み、必要最小限の人数となるよう努めていただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・財団ホームページで、事業予算書・計画書、事業報告書・決算書、寄附行為、役員名簿、基本金管理運用状況を公開しており、取組みは順調であるが、国際交流に対する県民の理解を一層深めるためには、当法人の役割や取組み内容、成果等を積極的に県民に提供する必要がある。
特に職員の海外研修などについては、費用対効果が問題視されやすい性格をもつだけに、その必要性や成果などを積極的に開示していただきたい。

4 総合的評価

【法人】

- ・基本財産の運用収入や県の委託料等が減少する中で、地域の実情に応じた国際化の推進に向け、市町や民間団体等との連携の推進、事業の重点化や実施内容等の見直しなどに取り組むこと。

【所管課】

- ・当法人は本県の国際化施策を推進する上で中核的組織としての役割を担っており、国際化の進展や市町、民間団体の活動状況などを踏まえ、県の施策推進の観点から、業務の見直し等適切な指導・支援を行うこと。